

大阪府公私高等学校連絡協議会・専門委員会(平成17年10月27日)
議事概要【抜粋】

- 今回、大阪市が計画されている中高一貫教育校の予定地は、淀之水高等学校と500mの距離と近接しており、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に照らしても問題があるのではないかと考えている。淀之水高等学校に近接した予定地以外に適地はなかったのか。
- △ 当該中高一貫教育校の候補地については、現時点での未利用地等(15,000㎡以上)並びに関係高等学校(此花総合、扇町)の一覧資料を資料8として提供している。新校地以外に市教委前提条件を満たす未利用の市有地が存在しなかったことはご理解いただきたい。
- 近接する淀之水高等学校が併設中学校の設置など、類似する計画を立案する場合、大阪市教育委員会及び新設される中高一貫教育校はどのように対応されるのか。
- △ 大阪市教育委員会、大阪市立中高一貫教育校は、淀之水高等学校において、大阪市立中高一貫教育校と類似する計画(併設中学校の設置や類似学科の設置)を立案される場合、情報提供、相談協議を十分にさせてもらう。
- 大阪市教育委員会としては、さらなる中高一貫教育校の設置計画はあるのか。
- △ 此花区に設置する中高一貫教育校の完成(平成26年度)までは、中高一貫校の更なる設置計画は大阪市教育委員会として、現時点ではない。
- 大阪市が設置を計画される中高一貫教育校の中学校を無償とするならば、酷似した学校である私学の中学校(通学すべき学校が指定されていない。設置義務が課されていない。)に対しても、大阪市は公費支出を公平にすべきである。
- △ 中高一貫教育校の併設中学校の授業料については、法令の規定により徴収できないと考えている。また、既存の府内私立中学校への新たな公費支出については、国の財源措置もなく、大変厳しい財政状況を勘案し、困難であることをご理解願いたい。